

# 労働安全衛生法及び特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（概要）

## 法律案の内容

### 第1 労働安全衛生法の改正

#### 1 カスタマーハラスメントに関し事業者の講すべき措置（第71条の5第1項）

カスタマーハラスメントにより労働者の就業環境が害されることのないよう、以下の措置を講ずることを事業者に義務付け

- ① カスタマーハラスメントへの対処の方針の明示・実施
- ② 労働者からの相談に応じ適切に対応するための必要な体制の整備
- ③ カスタマーハラスメントに係る正確な事実の把握、記録の作成・保存等の事後対応、仮処分命令の申立ても含むカスタマーハラスメントの抑止のための措置その他の必要な措置

<カスタマーハラスメント>

= 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業者の行う事業に關係を有する者の言動であって、その使用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの

#### 2 指針の策定、助言・指導・勧告及び公表（第71条の5第2項～第5項、第71条の6）

厚生労働大臣は、1の措置に関する指針を策定。また、助言・指導・勧告をし、勧告に従わなかった場合はその旨を公表

#### 3 調査研究等（第71条の7）

政府は、カスタマーハラスメントに関し、実態調査、カスタマーハラスメントにより労働者の就業環境が害されることの効果的な防止及びカスタマーハラスメントへの適切な対処の方法に関する調査研究、啓発活動等を行う。

#### 4 国の援助（第71条の8）

国は、事業者による1の実施を図るため、相談、情報の提供その他の必要な援助に努める。

### 第2 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の改正

#### ○ フリーランスに対して行われるカスタマーハラスメントに関し事業者の講すべき措置（第14条第1項）

カスタマーハラスメントによりフリーランスの就業環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずることを業務を委託する事業者に義務付け

### 第3 その他

- ・ 労働安全衛生法の適用を受けない国家公務員、船員等についても、第1を踏まえた必要な措置を講ずる
- ・ 個人事業者等について、カスタマーハラスメントを防止するための施策の在り方について検討
- ・ ハラスメント対策全般を労働安全衛生法に位置付ける法制上の措置
- ・ 他の者の言動により労働者及びフリーランスの就業環境が害されることの全般に関しより効果的に防止するための施策の在り方について検討
- ・ 派遣先の事業を行う者にも、派遣中の労働者についてカスタマーハラスメントが行われないよう措置義務を課す

施行期日：公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日

※「カスタマーハラスメント」という用語は、法文上は使用していない。